

心身障害者（児）及びその家族との
区政を話し合う集い

令和 8 年 7 月 2 8 日

心身障害者(児)及びその家族との区政を話し合う集い

令和8年7月28日

【広報戦略課長】

皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中、お越しいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、開会のお時間になりましたので、ただいまより心身障害者(児)及びその家族との区政を話し合う集いを始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、私、広報戦略課長の横山と申します。ちょっと風邪を引いてのどを痛めておりまして、お聞き苦しいことがありましたら、ご容赦ください。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、成澤廣修区長よりご挨拶を申し上げます。

【区長】

皆さん、おはようございます。

毎年、皆様方と直接こうやってお目にかかって対話をさせていただいています心身障害者(児)及びその家族との区政を話し合う集いですが、今年も様々なご要望をいただきまして、ありがとうございます。

昨年度は、障害者(児)実態意向調査をさせていただいて、今年度、いよいよ令和9年度から始まる障害者(児)計画を策定する年になっております。地域福祉推進協議会や様々な皆様方からのご意見を踏まえて、障害福祉サービス等の利用実績及び今後の利用ニーズ予測並びに日々の相談支援等で把握した課題を踏まえ、計画を策定してまいりたいと存じます。

また、今年度は重点施策として、日中一時支援事業を開始いたしております。ふる里学舎本郷において、事業者が就労継続支援B型のサービス提供終了後の午後4時から午後7時まで障害者(児)の活動の場所を新たに設置、運営しておりますので、ご利用をいただいているところ です。

また、文京区手話言語条例の基本理念等に基づいて、令和7年度からは遠隔手話通訳を行っていましたが、今年度は電話代理サービスを導入するため、現在準備を進めているところ でございます。このことにより、手話通訳者とのビデオ通話等を介して、自宅等から区の各部署等に手話で問合せをすることが可能となりますので、サービスの開始をお待ちいただきたいと思います。

また、障害者アートについては、街なかプロジェクトを始めて3年目となりますが、今年度は7月から合計39作品を区内の調剤薬局12店舗と、飲食店2店舗、モスバーガーの本郷三丁目店と茗荷谷店、加えて障害者会館、シビックセンターの中の障害者会館でも展示をしているところです。多くの作品が区民に親しまれるように今後とも継続をまいります。

なお、令和9年度開設予定で旧アカデミー向丘跡地に障害者施設を整備すべく、現在、槐の会において建築工事等を行っておりますが、このことについても円滑な執行に努めてまいります。

今日は、皆様方から広範にわたるご要望とご意見をいただいておりますので、それぞれの担当からご答弁をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

それでは続きまして、本日の手話通訳ですが、文京手話会よりお二人にお越しいただいてご協力をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日、出席をしております区職員をご紹介します。

前列左から、鈴木裕佳企画政策部長です。

【企画政策部長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

続きまして、区長のお隣になりますが、矢島孝幸福祉部長です。

【福祉部長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

瀬尾かおり地域包括ケア推進担当部長です。

【地域包括ケア推進担当部長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

阿部敦子保健衛生部長です。

【保健衛生部長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

続きまして後列に移りまして、左より鵜沼秀之都市計画部長です。

【都市計画部長】

よろしくお願いします。

【広報戦略課長】

小野光幸土木部長です。

【土木部長】

よろしくお願いします。

【広報戦略課長】

吉田雄大教育推進部長です。

【教育推進部長】

よろしくお願いします。

【広報戦略課長】

永尾真一障害福祉課長です。

【障害福祉課長】

よろしくお願いします。

【広報戦略課長】

矢部裕二防災危機管理課長です。

【防災危機管理課長】

よろしくお願いします。

【広報戦略課長】

高橋征博区民部長です。

【区民部長】

よろしくお願いします。

【広報戦略課長】

続きまして、進行の説明でございます。

まず初めに幾つか連絡事項を申し上げます。本日の開催時間は合計で2時間、終了時刻は正午を予定しております。このお時間の中でご意見、ご要望につきまして、意見交換をさせていただきます。意見交換の順番は、お手元の次第順のとおりとさせていただきます。

続きまして、本日の集いの進め方についてご説明いたします。あらかじめ各団体様からご要望等を頂戴しておりますので、初めに私のほうから各団体様のご要望を要旨として申し上げます。続いて、担当部署より要望に対する回答を申し上げます。なお、ご要望の件数が多い場合

がございます。その場合は途中で区切らせていただくなど、こちらで調整をさせていただいております。最後に、団体様よりご意見をお聞かせいただきます。これで一つの団体様との意見交換になります。こちらが終わりましたら次の団体様に進めさせていただきます。

各団体様の時間配分は、ご要望の数によって若干異なりますが、おおむね10分から20分程度を想定しておりますので、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

最後に、本日の記録用としまして録音をさせていただくとともに、会場後方から写真撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、本題の各団体との意見交換に入らせていただきます。

まず初めに、文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」様です。ご要望を18点いただいております。件数が多いため、前半・後半の二つに分けて進めさせていただきます。

それでは、前半のご要望の要旨をお伝えいたします。

1点目、「医療的ケア児及び難病児の放課後等デイサービスについて」、受入れ可能施設、民間事業者への継続的な運営補助及び「ひまわり」のケア内容等を拡充してほしい。

2点目、「レスパイト事業、移動支援事業の利用場面拡充について」、医療的ケア児・難病児が多様な場に参加できるよう、制度運用の拡充及び関係機関への支援を求めます。

3点目、「相談支援事業の充実について」、複雑な制度で相談支援専門員が不足し、担当者を見つけることが難しいため、支援員の確保や支援体制の整備等を求めます。

4点目、「地域で学び続けるための支援拡充について」、本人の状況や成長段階に応じて各校や各級による指導等を柔軟に組み合わせられる仕組みを求めます。

5点目、「歩行可能な医療的ケア児の短期入所先確保について」、看護職員配置の支援、広域連携による利用枠の確保、緊急時利用の仕組みづくりを求めます。

次の五つは、災害時の支援体制についてです。

6点目、協定に基づき給電車両等を活用し電源確保を支援できる体制を整備してほしい。

7点目、個別避難計画が機能するよう関係機関との連携方法について明確化してほしい。

8点目、災害時要配慮者・福祉避難所検討会への当事者団体の参加、またはヒアリングの実施を求めます。

9点目、避難所に配置される職員に要配慮事項等に関する研修を実施してほしい。

10点目、防災キャンプに対象者を加え訓練を実施してほしい。

それでは、ここで一度区切らせていただき、前半の要望について、区の所管部署より回答を申し上げます。

【障害福祉課長】

まず、放課後等デイサービスの充実についてお答えします。

現在、医療的ケア児等が受入れ対象の放課後等デイサービス事業所が区内に少ないことは課題であると認識しております。そのため、今年度から区立放課後等デイサービスの J O Y とロードで医療的ケア児が利用する日に看護師を配置し、受入れを始めております。

また、民間事業者による障害児通所支援事業所の整備を促進するため、令和4年度より開所費用等の補助制度を創設し、令和6年度から補助限度額及び補助率を大幅に引き上げるとともに、今年度から新規開設する放課後等デイサービス事業所等に対する開所費用補助金の拡充を図っているところです。

こうした補助制度や区のニーズについて民間事業者に周知を図りつつ、公有地も含め、民間事業者の整備を促進してまいります。

継続的な運営経費は、障害児通所給付費において給付されるものと認識しておりますが、事業運営の継続支援については、他自治体の補助制度などを研究してまいります。

また、元町ウェルネスパークにおける医療的ケア児支援ルームについては、昨年度実施した医療的ケアを必要とするお子様の生活に関する調査の結果を踏まえ、運営事業者の学校法人順天堂に対して、区内の医療的ケア児等のニーズを伝えることで、引き続き、対象者等の拡充について協議してまいります。

次に、レスパイト事業、移動支援事業の場面拡充についてお答えいたします。

児童発達支援や放課後等デイサービス事業所などで医療的ケアを行う看護師等については、事業所の設置者が職員を確保し、配置すべきものであるため、現在のところ、医療的ケア児在宅レスパイト事業の配置先を拡大する予定はありませんが、引き続き、他自治体の動向について情報収集を行ってまいります。

次に、相談支援事業の充実についてお答えします。

地域において、医療的ケア児の支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを増やしていくため、東京都において養成研修を実施しています。引き続き、関係部署や相談支援事業所等に受講を呼びかけ、専門的な知識を持つ相談員の確保に努めるとともに、研修修了者との連携強化を図ってまいります。

ライフステージごとの切れ目ない相談支援体制については、障害者地域自立支援協議会の子ども支援専門部会において、こども支援に関する課題や問題点を分析し、ライフステージに応じた切れ目のないこども中心の支援体制の構築等について検討を進めております。

令和6年度と7年度は研修会を実施し、こども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による顔の見える関係づくりを進めております。

相談支援事業所の新規開設については、他事業の開設相談の際、相談支援事業に関する区の現状やニーズを伝える取組等により、令和8年4月に区の委託も含め、3か所の事業所が新規開設しました。事業運営の継続支援については、他自治体の補助制度などを研究してまいります。

【教育推進部長】

次に、地域で学び続けるための支援拡充についてです。

まず、巡回指導方式の積極的な導入と拡充についてです。医療的ケアに関する専門家による指導については、医療的ケアに携わる看護師のコーディネートや指導、学校等への助言や調整を行うチーフナースが巡回指導を行っています。また、学校における医療的ケアに精通した医師を指導医として依頼し、状況に応じて巡回指導を実施しております。

通常学級児童・生徒が特別支援学級や特別支援学校との交流等を通じて、必要な特別支援教育を受けられる仕組みについてです。

都立特別支援学校では、地域の小・中学校等からの相談を受けて、支援・指導方法や、障害・特性の理解などについて助言を行う地域支援事業を実施しており、各学校で必要に応じて本事業を活用し支援を受けています。

通級指導教室や副籍校等への通学・移動に関する支援の検討についてです。

通常学級在籍児童が通級指導教室を利用する場合、また、特別支援学校在籍児童が副籍校へ行く場合、いずれも保護者による送迎のほか、必要に応じて移動支援等のサービスを利用することが可能です。

通常学級、特別支援学級、特別支援学校、通級による指導等を本人の状況に応じて柔軟に活用できる仕組みについてです。

医療的ケアの有無にかかわらず、児童・生徒にとってよりよい環境で教育を受けられるよう、就学相談を実施しております。医療的ケアがあることにより、特段の配慮が必要な場合には、個別にご相談させていただければと存じております。

【障害福祉課長】

次に、歩行可能な医療的ケア児の短期入所先確保についてお答えいたします。

医療的ケア児を受け入れる短期入所事業所が区内にないことは課題であると認識しております。そのため、利用者が希望する支援を受けられるように、事業所との連携をはじめ、区有地

活用の可能性も含め、引き続き方策を検討してまいります。

【防災危機管理課長】

次に、災害時の支援体制についてお答えいたします。

区では、原則３時間以内に開設する避難所に発電機や蓄電池などを備蓄するほか、事業者との協定により給電車両の提供を受けるなど、災害時における電源の確保に引き続き努めてまいります。

一方で、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある医療的ケア児・者の方につきまして、電源確保を通じた災害時の安全確保のための支援体制の整備や災害時個別支援計画の作成・更新を通して、障害特性に合わせた支援内容の検討をより一層進めていく必要があると認識しております。

また、トヨタモビリティ東京株式会社と締結している災害時における給電車両貸与に関する協定書では、大規模な地震災害、風水害、その他の災害により、区の区域内で大規模停電等が発生した場合において、区の災害対応業務における電源確保のため、給電車両の貸与を受けることとしており、ご要望いただきました当該給電車両等を活用した医療的ケア児・者の電源確保の支援につきましては、先進自治体の事例も参考としながら研究してまいります。

次に、区では、避難行動要支援者の個別避難計画の作成後、外部提供の同意のある方については、町会・自治会や民生委員・児童委員、消防署、警察署、社会福祉協議会等へ共有しており、外部提供の同意のない方については、区と高齢者あんしん相談センター等の関係機関で共有することとしております。

また、おおむね年に一度、外部提供の同意のない方へは同意の啓発を、外部提供の同意のある方については、個別避難計画の内容確認をそれぞれ実施しております。

今後も、避難行動要支援者及び個別避難計画について、分かりやすい情報提供を行ってまいります。また、計画の作成に当たっては、民生委員・児童委員や福祉サービス事業者等の関係者とも情報共有を図りながら、関係構築に努めてまいります。さらに、ご要望のありました学校、育成室、医療機関、訪問看護事業所等を含む多様な関係機関との連携方法の明確化については、要支援者が必要な支援を受けられるよう、各機関の役割と連絡体制を整理することが重要であると認識しています。

今後、個別避難計画の策定、運用に向けて、関係者の意見等を参考にしながら進めてまいります。

【福祉部長】

災害時要配慮者・福祉避難所検討会についてでございます。

福祉政策課で主導する災害時要配慮者・福祉避難所検討会では、災害時に配慮が必要な方々が安心して福祉避難所での生活を送ることができるよう、その開設、運営に関する課題や必要な支援体制について検討を行っております。

検討に当たっては、高齢福祉、障害福祉及び保健衛生などの部門に所属する区職員に加え、福祉施設職員等も参加し、それぞれの専門的な知見や現場での経験を踏まえ、災害時に必要となる配慮事項や支援の在り方について、分野横断的に協議を行っております。

今後も検討内容や課題に応じて、様々な関係者の意見や知見が取り入れられ、災害時に配慮を必要とする方々が安心して避難生活を送ることができる体制づくりに取り組んでまいります。

【防災危機管理課長】

引き続き、私のほうから回答いたします。

区では、災害時受援応援計画に基づき、発災時の被害状況や福祉避難所の状況、安否確認体制の不足状況等を踏まえ、都や相互協力協定等締結自治体、福祉法人等に対し、医療的ケアが必要な要配慮者に対して、医療機関確保の支援や必要な医療物資の提供を行うための専門的知見を有する人員の派遣を要請することとしております。

ご要望いただきました職員を対象とした医療的ケア児・者への基本的理解に関する職員への研修については、今後、関係所管課と連携しながら実施に向けた検討を進めてまいります。なお、電源確保、避難所での配慮事項等、避難所運営に係る具体的な研修方法や内容につきましては、先進自治体の事例も参考に研究してまいります。

要配慮者の避難支援については、避難所運営における重要な課題と認識しております。これまで区では、避難所総合訓練や避難所運営協議会の活動等を通じて、要配慮者への対応を含む避難所運営の充実に取り組んでまいりました。

今後とも、要配慮者の多様なニーズを踏まえた訓練等について、関係部署や避難所運営協議会と連携しながら訓練等の実施に努めてまいります。

なお、防災キャンプについては、これまで地域住民を対象に実施してまいりましたが、参加者等からのご意見などを踏まえた課題の整理等を行うため、令和8年度は休止とし、実施を予定しておりません。

【広報戦略課長】

それでは、引き続きまして、後半のご要望の要旨についてお伝えいたします。

1 1 点目、「卒業後の医療的ケア児・者の通所、入所施設の確保について」、1、医療的ケ

アに対応可能な卒業後の通所先を確保してほしい。また、２番、将来的な入所先、住まいの選択肢を整備してほしい。

次の六つは、福祉サービスにおける情報連携のＤＸ化・デジタル化についてです。

１２点目、「福祉サービス情報の一元化と見える化について」、各種サービスに関する情報を、利用者・家族がオンラインで確認できる仕組みを整備してほしい。

１３点目、「関係機関間の安全かつ迅速な情報共有について」、個人情報等に配慮した上で、支援に必要な情報を関係機関で共有できるシステムを導入してほしい。

１４点目、「利用者・家族も使える情報共有システムの導入について」、関係機関だけでなく、本人、家族も利用できる情報共有システムを導入してほしい。

１５点目、「申請・更新手続のオンライン化と書類負担の軽減について」、書類提出のオンライン化を進めてほしい。関係機関で連携し、同様の書類を共有してほしい。

１６点目、「具体的な導入時期、対象業務、検討状況の明示について」、掲示板機能を有するシステムの導入について、スケジュール等を明示してほしい。

１７点目、「医療・介護分野の先行事例の研究と文京区での実装について」、ＩＣＴシステムを実装してほしい。

１８点目、「医療的ケア児・者家庭におけるきょうだい児支援事業の創設について」、家事サポート、きょうだい児同士が交流できる居場所づくり、相談できる機会の確保、１８歳以降も家族全体を支える仕組みの整備を求めます。

それでは、後半の要望について、区の関係部署より回答を申し上げます。

【障害福祉課長】

まず、卒業後の医療的ケア児・者の通所、入所施設の確保についてお答えいたします。

医療的ケア児や重症心身障害児が卒業後に通所、入所できる施設の整備を進めるため、まず、公有地を活用した整備については、立地や面積、近隣の環境等を勘案するとともに、様々な行政需要を踏まえ検討してまいります。

民有地については、社会福祉法人等に対する施設整備費等補助制度の周知を図り、民間事業者からの相談にきめ細かく対応することで整備を促進してまいります。

次に、福祉サービス情報の一元管理と見える化についてお答えします。

福祉サービス情報等のオンライン化については、情報セキュリティーや個人情報保護、安全なデータ共有体制の確立などの課題に加え、運用上のルール構築や、導入する仕組みが実際に実践的で有用なものとなるかどうかの検証も必要であると考えております。

こうしたことから、国や東京都による制度的な枠組みの整備、ソフトウェアの技術革新などを注視するとともに、医療・介護分野で活用されているＩＣＴシステムの事例を研究してまいります。

次に、関係機関間の安全かつ迅速な情報共有についてお答えします。

関係機関間の情報共有体制については、複数の医療的ケア児の支援チームにおいて、文京区医師会が導入している地域包括ケア・多職種連携のためのコミュニケーションツールを活用し、相談支援専門員や医療機関等、複数の支援者、保護者が情報を共有していることを把握しております。

コミュニケーションツールについては、民間のサービスが複数あること、利用している支援者が属する法人によりアカウントの有無等状況が異なることなどから、区が各事業者に対して利用を指定することは難しいと考えていますが、コミュニケーションツールの利用事例を指定特定相談支援事業所連絡会や、事例検討会を通じて、障害福祉サービス事業所や相談支援専門員に紹介してまいります。

次に、利用者・家族も使える情報共有システムの導入についてですが、事業者間の連携については、文京区医師会においてＩＣＴシステムを活用した医療・介護関係者の情報共有の取組が行われていることを把握していますが、利用者・家族も含め、区の保有する情報、相談履歴等を共有できるシステムについての事例は現在のところ確認できておりません。

区や相談支援事業所や各事業所など、情報の管理主体が異なることから、これらの情報を一つのシステムに集約するためには、異なるシステム間での情報連携が必要となります。また、機能拡充の度合いを高めるほど、個人情報への取扱いも含め、システム全体としての複雑さも増していくことから、国や都による制度的な枠組みの整備、ソフトウェアの技術革新など、将来的な実現可能性について注視してまいります。

次に、申請・更新手続のオンライン化と書類負担の軽減についてお答えいたします。

イベント申込みなど記載事項が少ない簡易的な手続では、オンライン化しているものもありますが、サービス利用手続のオンライン化については、申請に必要な添付書類の取扱いや、内部管理システムとの連結等の課題があるものと認識しております。

また、情報連携については、情報セキュリティや個人情報保護、安全なデータ共有体制の確立などの課題に加え、運用上のルールの構築や、導入する仕組みが実際に実践的で有用なものとなるかどうかの検証も必要であると考えております。こうしたことから、医療・介護分野で活用されているＩＣＴシステムの事例を研究してまいります。

なお、医療的ケア児の情報連携、書類の簡素化としては、ご家族の了承をいただいた上で名簿に記載し、関係部署のみが閲覧できる形で情報共有を図っております。支援内容等について協議が必要となる場合は、ケース検討会議を開催しております。

次に、具体的な導入時期、対象業務、検討状況の明示についてお答えいたします。

区では、令和7年10月より障害福祉サービス等事業所に対し、インターネットを活用した情報共有システムの運用を開始しました。本システムの掲示板では、区と事業所との連絡は可能ですが、個別ケースに対応する機能までは有しておりません。このため、利用者や家族も使える情報共有システムの導入や、申請・更新手続のオンライン化と書類負担の軽減を実現するシステムとは異なるものです。

一方、東京都においては、デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金があり、情報共有機能を有するソフトウェアの導入も補助対象となっております。障害福祉サービス等事業所がこのような補助を活用することで、利用者・家族及び職員の負担軽減や、サービスの向上を図ることができる可能性があります。

区としてもこうした補助制度の周知を区のインターネットを活用した情報共有システムを活用しつつ、積極的に行ってまいります。

次に、医療・介護分野の先行事例の研究と文京区での実装についてお答えいたします。

関係機関間の安全かつ迅速な情報共有への回答と同じ内容になりますが、医療的ケア児・者や重度障害児・者の支援については、文京区医師会が導入している地域包括ケア・多職種連携のためのコミュニケーションツールを活用している事例を確認しております。

コミュニケーションツールについては、民間のサービスが複数あること、利用している支援者が属する法人によりアカウントの有無等状況が異なることなどから、区が各事業者に対して利用を指定することは難しいと考えていますが、コミュニケーションツールの利用事例を指定特定相談支援事業所連絡会や、事例検討会を通じて、障害福祉サービス事業所や相談支援専門員に紹介してまいります。

次に、医療的ケア児・者家庭におけるきょうだい児支援事業の創設についてお答えいたします。

区では、障害児が放課後等デイサービスや短期入所などを利用することや、保護者が医療的ケア児在宅レスパイト事業を利用することで、保護者の負担が軽減され、兄弟姉妹と過ごす時間を確保することに資すると考えており、その整備に取り組んでいるところです。

今後は、他自治体の事例等も注視しつつ、障害児及び兄弟姉妹が健やかに成長できるよう、

支援の在り方について研究してまいります。

【広報戦略課長】

それでは最後に、文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」の代表の方からご意見がございましたら発言をお願いいたします。お座りいただいたままでご発言いただいて結構でございます。

【文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」】

本日はこのような意見を述べる機会を設けていただき、ありがとうございます。

今年は津久井やまゆり園事件から10年という節目の年です。あの事件は、障害のある方の命や尊厳、そして、どこで誰とどのように生きるのかということを社会全体に問いかけた事件だったと思います。

私は、障害があっても、医療的ケアがあっても、住み慣れた地域で福祉サービスを受け、学び、生活し、人生を送ることが当たり前の社会であってほしいと考えています。また、地域で暮らすからこそ、地域住民の皆さんにも、障害や医療的ケア児・者への理解が広がり、支える人と支えられる人に分かれるのではなく、地域の一員として共に暮らす社会が実現できると思います。私はそのような地域共生社会をぜひ文京区で実現していただきたいと思っています。

今回の要望は、単に一つのサービスを増やしてほしいというものではありません。こどもの時期から学校卒業後、さらに成人後まで、本人と家族が文京区で安心して生活が続けられる福祉基盤を整えていただきたいというお願いです。

まず、動ける医療的ケア児が利用できる短期入所先についてです。いただいた回答書から課題を認識していただいていることは感謝しています。しかし、私たち家族が知りたいのは、検討するかどうかではありません。いつ、どのような方法で利用できる短期入所先が確保されるのかです。既存事業所への働きかけなのか、新たな事業所の誘致なのか、区外施設との連携なのか、ぜひ具体的な方向性と時期を示していただきたいと思います。

次に、学校卒業後の通所施設についてです。医療的ケア児や重症心身障害児は学校に通っている間は生活の場があります。しかし、卒業後に十分な通所先が確保されなければ、本人だけでなく家族の生活も大きく変わります。

回答書では、既存施設の活用や民間事業者への働きかけを検討するとされています。しかし、学校卒業は突然訪れるものではありません。現在いるこどもたちが何年後に卒業し、何人分の通所先が必要になるかは、区として把握できるはずです。だからこそ、今後、何人が卒業を迎えるのか、必要な通所枠は何人分なのか、いつまでにその受入れ体制を整備するのか、そうし

た具体的な見通しを示していただきたいと思います。

そして、将来の住まいの問題です。親はいつまでもこどもの介護を続けられるわけではありません。親亡き後や保護者の高齢化を考えたとき、本人が地域で暮らし続けられるのかという不安は多くの家族が抱えています。私たちが望んでいるのは、大規模な入所施設だけでなく、グループホームや医療的ケアに対応できる住まいなど、その人に合った入所先の選択肢が地域の中にあることです。そして、親が限界を迎えてから慌てて探すのではなく、若いうちから体験利用などを通じて、将来の暮らしを準備できる仕組みを整えていただきたいと思います。

私は、短期入所、卒業後の通所施設、将来の住まいは、それぞれ別の課題ではないと思っています。短期入所は、本人が家族以外の支援者と過ごす経験になり、将来の暮らしへの第一歩になります。卒業後の通所施設は、本人の生活リズムと社会参加を支えます。そして、将来の住まいは、本人が地域で人生を送り続けるための基盤になります。その三つを切れ目のない一つの福祉施策として考えていただきたいと思います。

最後に、災害時の支援体制について申し上げます。回答書では、区の各部局や施設職員の皆様がそれぞれの専門的な知見を持ち寄り、災害時の支援体制やマニュアルについて協議を進めていることが示されています。そのことについては大変感謝しています。

一方で、避難生活における実際の不便さや障害特性に応じた細かなニーズは、日々その障害や医療的ケアとともに生活している当事者や家族だからこそ気づける視点があります。専門家の知見と、当事者のリアルな経験や意見が融合してこそ、実際に機能するマニュアルができると考えています。

そこで3点要望いたします。第一に、検討スケジュールの開示です。現在の検討がどこまで進んでいるのか、今後どのような工程でマニュアルの作成や改定を進めるのか、全体の工程表を示していただきたいと思います。

第二に、当事者が参画できる場を設けていただきたいと思います。検討会への傍聴参加、また、改定マニュアルの素案ができた段階で、私たち当事者団体から直接意見を伝える公式な意見交換、ヒアリングの場を今年度中に設けていただきたいと思います。

第三に、反映結果の可視化です。意見交換で出された意見について、採用したものだけでなく、採用しなかったものについても、その理由を明記した意見対応表を後日明示していただきたいと思います。

災害は、行政だけで乗り越えるものでも、当事者だけで備えるものでもありません。行政と当事者が一緒に備えることが地域全体の防災力を高めることにつながると考えています。

回答書では多くの項目で検討する、研究する、関係機関と連携するとされています。課題を認識していただいていることは評価しています。しかし、こどもの成長は待ってくれません。検討している間にもこどもたちは卒業を迎え、保護者は年齢を重ねていきます。こどもの時期に短期入所先がない、卒業すれば通所先がない、親が高齢になれば、将来の住まいがない、災害時には、実際に必要な支援が届くのか分からない、ライフステージや生活環境が変わるたびに、本人と家族が居場所や支援を一から探さなければならない、そのような文京区であってほしくありません。私は、文京区に障害があっても、医療的ケアが必要であっても、生まれ育った地域で安心して人生を送り、年齢を重ねていけるまちになってほしいと願っています。

福祉サービスは単に家族の負担を軽くするためだけのものではありません。本人が地域の中で尊厳を持って生き、地域住民と関わりながら人生を送るための基盤です。

津久井やまゆり園事件から10年という節目に、地域で共に生きるという理念を文京区の具体的な施策として形にさせていただくことを強くお願いし、当団体の意見といたします。ありがとうございました。

【広報戦略課長】

ありがとうございました。大変具体的な課題を分かりやすくお示しいただきまして、ありがとうございました。今後の対応につなげてまいりたいと思っております。

それでは、以上で文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」様との意見交換を終了いたします。

では続きまして、文京区肢体不自由児・者父母の会様です。8点のご要望をいただいております。

1点目、「重度肢体障害者のグループホームの設置について」、受け入れてくれるグループホームが少ないため、施設の設置を早急に検討いただきたい。

2点目、「高校卒業後の通所施設の確保について」、通所施設の不足により、進路選択が制約されるため、生活介護事業所や日中活動の場を確保してほしい。また、医療的ケアに対応できる体制を整備してほしい。

3点目、「医療費助成制度について」、18歳以降も親の所得に左右されず必要な医療を継続できるよう、独自の助成制度の創設を検討いただきたい。

4点目、「障害児通所支援及び諸手当における負担軽減と所得制限の見直しについて」、他自治体と同様に、文京区も負担軽減の実施を検討いただきたい。

次の三つは、福祉避難所の直接避難の基準の明確化についてです。

5 点目、「福祉避難所の直接避難の基準の明確化について」、他自治体では具体的な基準を公表していることから、区においても同様に公表していただきたい。

6 点目、「一時避難所での要配慮スペースの環境整備について」、介助ベッドやプライバシー確保のため、パーティションなど要配慮者スペース内に確保してほしい。

7 点目、「在宅避難者への支援体制の具体化について」、最寄りの避難所が在宅避難者の安否を把握し、避難所と同様の支援を受けられる仕組みを構築してほしい。

8 点目、「福祉用具及び日常生活用具の基準額見直しについて」、物価上昇の影響を受けている物品について、利用者が確保できるよう、基準額の見直しをしてほしい。

以上、8 点の要望について、区の所管部署より回答を申し上げます。

【障害福祉課長】

まず、重度肢体障害者のグループホームの設置についてお答えいたします。

重い障害があっても住み慣れた地域で自立した社会生活を送ることができるよう、在宅生活を維持するための障害福祉サービス事業所の充実や、グループホーム等の整備が重要であると認識しております。

グループホームについては、令和 6 年度に大幅に拡充した社会福祉法人等に対する施設整備費等補助制度の周知を図りつつ、引き続き、公有地だけでなく、民有地も含めて整備を促進する中で、重度障害者の利用について併せて検討してまいります。

次に、高校卒業後の通所施設の確保についてお答えいたします。

生活介護事業所の不足は、都心部の多くの自治体が抱える課題であり、区においても施設整備が進みにくいのが現状です。そのため、通所先決定の際には、ご本人やご家族の希望を伺いながら既存施設で調整等を行い、通所先の確保を図っているところです。

一方で、ご本人やご家族の希望に必ずしも沿えない状況があることから、生活介護事業所の整備がより進められるよう、令和 6 年度より、社会福祉法人等に対する施設整備費補助金の補助率及び補助限度額を大幅に引き上げました。今後も施設整備費等補助制度の周知を図りつつ、引き続き、公有地、民有地の活用も含め、医療的ケアや重度の障害のある方も通所できる生活介護事業所の整備に向け取り組んでまいります。

次に、医療費助成制度についてお答えいたします。

区では、東京都の制度による心身障害者医療費助成を行っており、20 歳未満の対象者は扶養義務者の所得で判定しております。高校生等医療費助成制度終了後の 2 年間、扶養義務者の所得による所得判定が行われることで、医療費助成の対象外となる方がいることは認識してお

ります。

現在のところ、区として独自の医療費助成を行うことは考えておりませんが、引き続き、東京都や他自治体の状況を注視してまいります。

次に、障害児通所支援及び諸手当に係る負担軽減と所得制限の見直しについてお答えいたします。

障害児通所支援を利用された際の費用は9割が公費負担、1割が利用者負担となっており、さらに、利用者負担については、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されているため、一定程度軽減されているものと考えております。

利用者負担の軽減は、国の制度設計に関わる課題であることから、区独自の利用者負担の軽減について実施する予定はありませんが、国や東京都や他自治体の動向を注視してまいります。

【福祉部長】

次に、福祉避難所の直接避難についてでございます。

福祉避難所への直接避難については、災害時、一般の避難所に設置する要配慮者専用スペースで過ごすことが困難な避難行動要支援者の方を対象にしています。ご本人の心身の状況や生活環境、さらには、福祉避難所の受入れ体制等を総合的に勘案し、一人一人の状況に応じた適切な避難支援につなげる取組を進めております。

具体的には、避難行動要支援者名簿の登録者のうち、在宅避難にリスクがある旧耐震基準の住宅に居住されている方を対象に、個別避難計画に記載された心身の状況や必要な支援内容、居住環境等を踏まえ、一定の判断基準に基づき、福祉避難所への直接避難の対象者を決定しております。

そのため、判定基準を一律の基準として公表することは行っておりませんが、一方で、区民の皆様が、福祉避難所の役割や利用対象者について理解を深め、災害時に適切な避難行動につなげていただけるよう、必要な情報を区ホームページで周知しております。

今後も災害時に支援を必要とする方が安心して避難できるよう、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

【防災危機管理課長】

次に、一時避難所での要配慮者スペースの環境整備についてお答えいたします。

現在、区では、段ボールベッドやパーティションを備蓄しており、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等、配慮が必要な方々の要配慮者専用スペースや、妊産婦、乳幼児スペースにおいて優先的に配布し避難者のプライバシーに配慮する取組を進めております。特に、福祉避難所への

移送が必要な方は、区が基準に照らしてトリアージを行い、移送先を決定の上、移送手段を調整します。

引き続き、要配慮者の生活環境を考慮した備蓄や取組の充実に努めてまいります。

次に、在宅避難者への支援体制の具体化についてお答えいたします。

避難所は、支援物資の配給や生活支援情報の提供など、在宅避難者を含む避難所外避難者の救援活動の拠点の役割を持っており、運営は区の避難所運営部及び災対区民部地域活動センターに加え、各避難所の避難所運営協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員及びボランティア等が相互に連携して行うものと位置づけております。また、その中で、避難所外避難者（在宅避難者を含む）に対する物資の配給要望等の情報収集や食料、飲料水等の提供を行うこととしております。

今後も、平常時からの在宅避難について、積極的な周知啓発を継続しながら、実効性のある訓練について検討するとともに、現在、改訂作業を進めている避難所運営ガイドラインには、令和8年3月に公表された東京都避難者生活支援指針に示されている避難所における在宅避難者への支援について反映してまいります。さらに、避難所運営ガイドラインとは別に、災害時に在宅避難している被災者の状況把握や備蓄物資の配給方法等、医療的ケア児や要配慮者を含めた生活支援に向けた具体的な取組についても検討してまいります。

なお、人工呼吸器の使用者については、非常時の電源確保等に関し、災害時個別支援計画の策定を進めています。非常時においては、当該計画に基づき支援を行ってまいります。

【障害福祉課長】

最後に、福祉用具及び日常生活用具の基準額見直しについてお答えいたします。

日常生活用具の紙おむつの基準額については、令和7年4月より月額を1万2,000円から1万3,000円に増額しました。その他の種目の基準額については、物価高騰の状況、国や東京都、他自治体の動向を注視しながら、基準額の検討を進めてまいります。

【広報戦略課長】

それでは、文京区肢体不自由児・者父母の会の代表者様の方からご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

【文京区肢体不自由児・者父母の会】

文京区肢体不自由児・者父母の会の〇〇と申します。今年度役員改選があり、今年度より会長として務めさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。日頃より、障害福祉の充実に向け

て取り組んでくださっていることに心より感謝申し上げます。

その上で、当事者の家族の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほどの「てとて」の皆さんの要望内容が重なっておりますので、重複する意見も幾つかありますが、ご理解いただければと思います。

まず一つ目、グループホームの整備についてです。区が、重い障害があっても住み慣れた地域で生活できるよう整備が重要と認識してくださっていること、大変心強く受け止めています。しかし、回答では、重度障害者の利用について検討するとされていますが、具体的な整備計画や時期、候補地などは示されておられません。当事者にとっても、家族にとっても、親が高齢化した後、そして親亡き後の住まいの確保は、切実な課題です。そのため、今後は整備の方向性や検討状況など、進捗が見える形で情報提供を行っていただきたいと考えています。

二つ目、高校卒業後の通所先の確保についてです。重症心身障害児や医療的ケア児が卒業後に利用できる通所先は依然として限られており、進路の選択肢が大きく制約されている状況は変わっていません。卒業後の生活介護事業所の確保は、本人の生活の基盤であり、家族にとっても将来の見通しを立てる上で欠かせないものです。区が生活介護事業所の不足について、既存施設で調整等を行い、通所先の確保を図っていると回答してくださったことをありがたく受け止めています。そのため、既存施設での調整が実際に進むよう、次の点についてお願いしたいと考えています。

医療的ケアに対応できるよう、看護師配置や体制整備への支援、受け入れたいが体制が足りない事業所への区による補完支援、そして、生活介護事業所の整備や医療的ケア対応体制を予算に具体的に位置づけていただくこと、予算に位置づけていただくことで整備が前進し、当事者と家族は将来に見通しを持つことができます。早い段階でのご検討をお願いいたします。

三つ目、医療費助成制度について、区は、扶養義務者の所得判定により助成対象外となる方がいることを認識していると回答されています。しかし、対応は東京都や他自治体の状況を注視するにとどまっています。医療的ケアや継続的な通院が不可欠な障害児にとって、親の所得によって医療アクセスが制限される仕組みは、本人が必要とする医療を十分に受ける上で大きな障壁となります。東京都の動向を待つだけでなく、区として主体的な検討をお願いしたいと考えています。

四つ目、障害児通所支援の負担軽減について、区は一定程度、軽減されていると回答されていますが、一般2の3万7,200円という負担におやつ代や活動費などの実費を加えると、毎月4万円を超える支払いとなり、重い障害のある子を育てる家庭にとっては非常に重い負担

です。

都内では既に複数の自治体が独自軽減を実施しており、自治体独自の取組が可能であることは明らかなです。国の動向を待つだけでなく、区として柔軟な検討をお願いしたいと考えます。

五つ目、災害時の在宅避難者への支援体制について、区は、在宅避難者への支援を検討してくださっていることは心強く感じています。ただ、医療的ケア児の家庭では、電源確保や常用薬の継続が生命に直結します。回答では、ガイドラインに反映する具体的な取組を検討するとされていますが、実際に機能する支援体制が具体的な運用として示されることが重要と考えています。

最後に、先週 7 月 24 日に医療的ケア児支援法が改正され、医療的ケア児及び重症心身障害児への支援は、18 歳以降も切れ目なく提供することが自治体の法的責務として明記されました。この改正により、卒業後の生活介護事業所の確保、住居の確保、そして災害時の避難先の確保は区の責務として位置づけられています。

区のこれまでの取組には深く感謝しておりますが、当事者も家族も年を重ね、将来への不安は大きくなっています。安心して地域で暮らし続けられるよう、これまでの検討から一歩進めていただき、具体的な実行へとつなげていただけますよう、心よりお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

【広報戦略課長】

様々なご意見、どうもありがとうございました。

それでは、以上で、文京区肢体不自由児・者父母の会様との意見交換を終了いたします。

続きまして、文京区知的障害者（児）の明日を創る会様です。

9 点のご要望をいただいております。では、ご要望の要旨についてお伝えします。

まず初めの 2 点は、親亡き後を踏まえた地域での生活の場の確保についてです。

1 点目、「日中活動系サービス施設の整備について」、生活介護施設の施設利用時間延長を複数の施設で実施、高齢福祉と障害福祉のサービスの連携を整備してほしい。

2 点目、「重度を含む知的障害者グループホームなどの居住施設の整備について」、障害に応じたグループホームを整備してほしい。

次の 3 点は地域生活支援拠点の整備についてです。

3 点目、「24 時間体制の緊急時相談窓口の確保について」、緊急時相談窓口の拡充を求めます。

4 点目、「知的障害者向けのグループホーム・入所施設に代わる居住施設の整備について」、

宿泊施設の借上げなど、様々な方法で確保してほしい。

5点目、「施設整備のための新たな取組について」、相談・地域の体制づくりの両方ができるように地域連携調整員の増員を求めます。

次の三つは、災害時の対応についてです。

6点目、「避難所・福祉避難所について」、障害者が避難できる部屋の確保を計画、周知してほしい。

7点目、「在宅避難者への支援について」、在宅避難者を想定した訓練を計画してほしい。

8点目、「個別避難計画について」、安否確認者の高齢化や町会加入者が減少しているため、さらなる安否確認者を確保してほしい。

最後に9点目、「文京区障害者（児）実態・意向調査報告書を踏まえてについて」、様々な協議会等において、区全体で施策を考えていけるようにしてほしい。

それでは、区の所管部署より回答を申し上げます。

【障害福祉課長】

まず、日中活動系サービス施設等の整備についてお答えいたします。

日中活動系サービス施設等の整備を進めるため、まず、公有地については、立地や面積、近隣の環境等を勘案するとともに、様々な行政需要を踏まえ検討してまいります。このうち、旧アカデミー向丘跡地活用においては、社会福祉法人文京槐の会が大塚四丁目障害者施設を移転するよう整備を進めており、生活介護の定員拡充とグループホームの新設を行う計画となっております。また、移転後の大塚四丁目障害者施設敷地については、グループホームと短期入所を整備する方向で検討を進めております。

民有地については、令和6年度に大幅に拡充した施設整備費等補助制度の周知を図り、民間事業者からの相談にきめ細かく対応することで、整備を促進してまいります。

また、既存の事業所についても、定員変更やサービスの転換など、ニーズを踏まえた障害福祉サービスの拡充等を検討してまいります。

施設利用時間の延長については、現在、区立小石川福祉作業所で実施していますが、令和8年2月に区内の複数の生活介護事業所と意見交換した中では、各事業所での延長支援の実施には、人員確保や送迎の課題があることを把握したところです。そのため、各事業所での延長支援だけでなく、日中活動先のサービス提供後の居場所の確保として、令和8年4月より開始している日中一時支援事業の実施の可能性なども含め、日中活動先のサービス提供後の居場所確保に向けて取り組んでまいります。

また、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供する共生型サービスについては、先行事例の取組等を研究してまいります。

次に、重度を含む知的障害者グループホームなどの居住施設の整備についてお答えいたします。

グループホームなどの居住施設等の整備を進めるため、日中活動系サービス施設と同様、まず、公有地については、立地や面積、近隣の環境等を勘案するとともに、様々な行政需要を踏まえ検討してまいります。このうち、旧アカデミー向丘跡地活用においては、社会福祉法人文京槐の会が大塚四丁目障害者施設を移転するよう整備を進めており、生活介護の定員拡充とグループホームの新設を行うものとなっております。また、移転後の大塚四丁目障害者施設敷地については、グループホームと短期入所を整備する方向で検討を進めております。

民有地については、令和6年度に大幅に拡充した施設整備費等補助制度の周知を図り、民間事業者からの相談にきめ細かく対応することで整備を促進してまいります。

なお、共生型の居住支援については、先行事例の取組等を研究してまいります。

次に、24時間体制の緊急時相談窓口の確保についてお答えいたします。

障害者緊急時受入支援事業は、午前7時から午後10時まで、緊急時の受入れ相談を受け付けてから、訪問等による本人の状況確認、受入れ体制を整えるための職員配置の調整、送迎手段の確保等の準備を経て受入れをしています。24時間の緊急時相談体制については、夜間帯における受入れ準備に課題があることから、引き続き検討してまいります。

また、事前登録の周知は、相談支援事業所や区内及び区民の利用がある区外事業者への周知をしております。通所先のない障害者への周知や登録支援については、障害者就労支援センター及び区内4か所に設置している地域生活支援拠点を中心に行っているところですが、引き続き、機会を捉え、周知に取り組んでまいります。

なお、計画相談支援に係る加算については、国の報酬改定や都の動向、他自治体の取組等を研究してまいります。

次に、知的障害者向けのグループホーム・入所施設に代わる居住施設の整備についてお答えいたします。

短期入所事業所が区内に少ないことは課題であることから、令和7年3月に策定した湯島総合センターの整備計画において、障害者ショートステイ施設を整備する計画としております。また、社会福祉法人文京槐の会が旧アカデミー向丘に移転した後の大塚四丁目障害者施設敷地についても、グループホームと併せて短期入所を整備する方向で検討を進めております。

こうした公有地を活用した整備を進めるとともに、利用者が希望する支援を受けられるよう、事業所と連携した利用者支援を行ってまいります。

次に、施設整備のための新たな取組についてお答えいたします。

地域生活支援拠点の相談件数が増えていることから、令和8年度から地域連携調整員について、全体で2.5人増員しております。

【防災危機管理課長】

次に、避難所・福祉避難所についてお答えいたします。

避難所運営に当たっては、地域の避難所において、介護を必要とする高齢者や障害者等の要配慮の方が避難できる使用可能なスペースの確保に向け、避難所運営協議会や訓練を通じて、随時協議を重ねてまいります。

次に、在宅避難者への支援についてお答えいたします。

在宅避難者を含む避難所外避難者に対しては、区の避難所運営部及び災対区民部地域活動センター班が連携し、町会・自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等と協力しながら、物資の配給要望等の情報収集や食料、飲料水等の提供を行うこととしております。

今後も、平常時からの在宅避難について積極的な周知啓発を継続しながら、実効性のある訓練について検討するとともに、現在、改訂作業を進めている避難所運営ガイドラインには、令和8年3月に公表された東京都避難者生活支援指針に示されている避難所における在宅避難者への支援について反映してまいります。さらに、避難所運営ガイドラインとは別に、災害時に在宅避難している被災者の状況把握や、備蓄物資の配給方法等、医療的ケア児や要配慮者を含めた生活支援に向けた具体的な取組についても検討してまいります。

次に、個別避難計画についてお答えいたします。

区では、避難行動要支援者一人に対し、二人以上の安否確認者を指定し、民生委員・児童委員や町会・自治会等の皆様のご協力をいただきながら、安否確認体制の構築に取り組んでおります。

今後も、町会・自治会等への働きかけを行うとともに、発災時は被災状況に応じて、避難所や消防署、警察署等に支援を依頼しながら、在宅避難、避難所への避難、いずれの場合においても、安否確認の支援体制の整備に努めてまいります。

【障害福祉課長】

最後に、障害者（児）実態・意向調査報告書を踏まえた施策の検討についてお答えいたします。

昨年度実施した障害者（児）実態・意向調査結果については、障害者地域自立支援協議会全体会においても概要を共有したところです。

障害者地域自立支援協議会は、学識経験者、障害福祉サービス等事業所、障害者相談員、民生委員などの地域の関係者が集まり、それぞれの専門性や知見を生かした協議の場として地域課題の抽出や地域基盤の整備について検討しております。これまで障害者基幹相談支援センターの整備や地域生活支援拠点を4圏域に整備するなど、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域基盤の整備について議論、検討し、協議会の役割を着実に果たしてまいりました。現在、当事者部会をはじめとする五つの専門部会を設置しており、相談支援、権利擁護、就労、こどもへの支援などをテーマに、活発な議論が行われているところです。

引き続き、各専門部会が密接に連携することで、本協議会が関係機関の顔の見える関係を深め、様々な地域課題の抽出や地域の実情に応じた支援体制の整備について協議することで、障害のある方とその家族が地域で安心して生活できるよう、取組を進めてまいります。

【広報戦略課長】

それでは、文京区知的障害者（児）の明日を創る会の代表の方からご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

【文京区知的障害者（児）の明日を創る会】

文京区知的障害者（児）の明日を創る会の会長の〇〇と申します。

当会は、各施設の保護者会と親の会と在学の方の会の連合体となっております。こどもの年齢もそれこそ18歳から60代、70代に至るまで幅広く、こどもの親の会です。

ほかの団体からも出ておりますように、やっぱり親亡き後というのが大きな課題で、日々問題と感じていることです。実際に会員の中では、急病で入院されて、こどもさんが緊急施設に入ったとか、それこそ本当に急に手術をすることになって預ける先がなくて、お父さんが退職して介護に当たったという方もいらっしゃいます。遠くの将来のことではなくて、本当に身近なことなので、今年、幾つか計画が実現する例がありますけれど、ニーズに対してはまだ全然足りないので、引き続き、計画的に施設整備を進めてもらいたいと思います。

今回、実現に至った施設も、実際要望してからは10年近くがたっているので、きっと、これ、文京区においては土地が高いとか、いろいろな課題があって、実際、計画が実現するのは時間がかかることが多いので、計画的に整備をずっと継続的に進めてもらいたいと思います。

あと、身近に感じているのはやっぱり福祉に関わる人材の不足です。区でせっかくいろいろな事業を考えてくださっても、支援する人がいなくて実現できないという部分がかなりあると思

います。

あと、支給されても、事業者さんの支援者が足りなくて使えないということも、特に移動支援なんかではありますので、人材確保に対する支援もしっかり進めてもらいたいと思います。これ福祉の分野だけでなく、本当に区全体でそういうことが言えると思うので、しっかり協議して、計画的に施策を進めてもらいたいと思います。

あと、既存の施設を利用して様々な事業を新しく展開してくださったことを、本当に、整備が進むまでの間、課題に対応するということでありがたいと思っています。しかしながら、情報が十分知れ渡っていないくて、事業所さんの中にも、正しく理解されていないケースとかがあるので、丁寧な情報提供をお願いしたいと思います。

とにかく本当に、親亡き後が本当に身にしみて大変だと感じているので、施策を進めてもらいたいと思います。

以上です。

【広報戦略課長】

身近な状況についてお話しくださしまして、どうもありがとうございました。

それでは、以上で、文京区知的障害者（児）の明日を創る会様との意見交換を終了いたします。

続きまして、文京区家族会様です。

3点のご要望をいただいております。ご要望の要旨についてお伝えいたします。

1点目、生活保護者、低所得者の住居の確保、金銭的支援が急務です、について、物価高騰と高額所得者向けの街化により、経済困窮者が区外への転居を余儀なくされる実態があるが、この現状に対する認識と具体的な計画を教えてほしい。

次の二つは、経済的問題に対する支援についてです。

2点目、Bーぐるの利用料への補助について。委託業者への補助金を増やし、弱者のために無料乗車または割引されることを求めます。

3点目、通所先への利用料負担の補助または世帯収入の条件の撤廃について。事業所を利用することで費用がかかるため、条件の見直しをお願いしたい。

以上3点の要望につきまして、区の所管部署より回答申し上げます。

【福祉部長】

それでは、生活保護者、低所得者の住居の確保、金銭的支援についてでございます。

住宅の確保に配慮を要する高齢者や障害のある方等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続

けられるよう支援していくことは、重要な課題であると認識しております。

本区では、区営住宅をはじめとする公的住宅には限りがあることから、民間賃貸住宅のストックを活用した居住支援を進めているところです。具体的には、障害者世帯の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録する「すまいる住宅登録事業」では、家主謝礼に係る制度の改定や、見守り・費用補償により入居の円滑化を図っております。また、区に登録された民間の不動産店である「住まいの協力店」においても、住まいに関する相談を受けており、今後も、事業の周知と登録住宅の拡充に努めてまいります。

なお、金銭的な支援としての「新たな住宅補助制度」の創設は考えておりませんが、区内の民間賃貸住宅へ住み替える障害者等を対象に、移転費用（上限１５万円）や住み替え前後の家賃差額（上限月額２万円、最長２年間）を助成する「移転費用等助成事業」を実施しているところです。

今後とも、文京区居住支援協議会において、様々な課題を共有しながら、さらなる居住支援の充実に努めてまいります。

【区民部長】

次に①Bーぐるの利用料への補助についてお答えいたします。

Bーぐるの料金につきましては、事業の有する公共性の高さから、平成１９年の運行開始以来、大人、子ども、高齢者、障害者等に問わず、誰でも一律１００円と、もともとの料金を安く設定しております。このことも一因となり、Bーぐるの収支は、運行開始以来黒字には至っておらず、区からの運行補助金により赤字を補填している状況です。

そのため、現在、運行補助金を増加し、特定の利用者に対し、割引を設ける予定はございませんが、いただいたご意見は、今後、料金の検討を行う際の参考にさせていただきます。

【障害福祉課長】

最後に、通所先への利用料負担の補助、または世帯所得の条件の撤廃についてお答えいたします。

１８歳以上の成人の方が障害福祉サービスを利用された際の費用は、９割が公費負担、１割が利用者負担となっており、さらに、利用者負担については、本人及び配偶者の所得に応じた負担上限月額が設定されているため、一定程度軽減されているものと考えております。

利用者負担の軽減は、国の制度設計に関わる課題であることから、区独自の利用者負担の軽減について実施する予定はありませんが、国や東京都、他自治体の動向を注視してまいります。

【広報戦略課長】

それでは、文京区家族会の代表者様より、ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。

【文京区家族会】

文京区家族会の代表を務めております〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

文京区家族会とありますが、精神障害者の家族の集まりでございます。すみません。書いたものがないので、口頭で、このままあちこち行きながら、ちょっとお話しさせていただくことになるので申し訳ございません。

まず具体的な施策については、いろいろな協議会を通じて把握しておりますが、予算が決定しない限り、こういった場で示されることはないのかなと思っておりますので大丈夫です。

それから、幾つか質問がありまして、まず今日その場でお答えいただかなくても結構ですので、いつか知りたいなと思っております。

要望の1なんですけれども、住宅について、すまいる住宅登録事業、全体的にどのくらいあって、登録事業者数の件数とかパーセンテージが知りたいです。あと、その意外と、すまいる登録事業の広報もされているのは知っているんですけれども、その広報の実績と、あと、登録の手応えですね。どのくらいそれによって増えたのかとか、増えなかったのかとか、そんなことを知りたいです。

それから、そのときにどのような家主さんとか不動産屋さんから相談があったのか。例えば、精神障害者や生活保護について同意がなかなか得られないとか、他の障害との区別はあるのかとか、どのようなことが問題で、なかなかすまいるが増えないのかとか、そういったことが知りたいです。

あと差額補助なんですけれども、最長2年間とあるんですが、引っ越しの費用とかも助成していただいて大変ありがたいと思います。その最長2年間の後は、皆さんどうされたのかなというところも知りたいです。

最近、親の高齢化によって独り暮らしにならざるを得ないという方が増えておりまして、その際、生活保護を利用されるという方も年々増えている状態ですので、文京区、家賃も高いので住めないと。どこかほかの区に行かなきゃいけないという方がかなり増えているのではないかなというふうに感じています。

要望2についてなんですけれども、Bーぐるのことなんですけど、ほかの障害者の団体さんからも、多分、何年かに一遍は出ている問題じゃないかなと思います。一律というのが、すごく、一般区民にとってはありがたいことなんじゃないかなと思いますけれども、逆に、障害者とか高齢者とか以外の一般に乗る方への値上げとかは考えられないのかどうか。その収入がいつも

赤字になっているということなんですけど、何か黒字にする方法とかはないのかなというふうに思っています。かなりいつも混んでいて、障害のある方もなかなか乗りづらくなっているんじゃないかなというふうに思います。

それから、通所先への利用者負担の補助なんですけども、先ほどから世帯収入によって差がある、補助がされないというのは困るということが、ほかの団体さんからも本当に出ているんだなというふうに感じました。お答えによっては、もう本当にほかの自治体の動向を見ながらとか、国の動向を見ながらというお答えになるのはしょうがないのかなと思うんですけども、もうそれはやめていただきたいとか、区独自で考えて動いていただきたいなというふうに思っています。どこのご家庭でも、家族の中に1人病気の人が出ると、それによってやっぱり世帯収入というのはかなり下がってくるんじゃないのかなというふうに思います。特に家賃なども大きいので、住み替えの必要があったりとか、今まで共働きで何とかやってきたのが、1人倒れた、2人倒れたという形で収入が減ったり、そのときに、家賃も考えて、ほかのところに引っ越せなきゃいけなくなるとか、そういった問題もあるのかなというふうに思います。独り暮らしをするために、生活保護の利用も先ほどあるという話だったんですけども、大体年収が200万円から250万円ぐらいあれば何とか暮らしていけるんじゃないかというところもあるんですけども、精神障害者の2級ですと、年収、障害年金だけだと78万円とかそのくらいですよ。それにいろいろな補助等々をいただいてやっても、食費とか、衣食、衣ですね。あと通信費とかなんかがかかると、ほかに収入がないとやっていけないというところがあるかなと思います。皆さん働きたいけれども働けないという状況なので、その辺も安心とちょっと希望があれば、精神障害者の方も回復につながっていくのではないのかなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

あと、すみません、最後に。先ほどほかの会で、地域連携調整員の増加をお願いしますという要望があったんですけども、大体、区の施策は全部委託されていると思うんですね。事業所さんとかに。補助金は出すけれども、その中の委託先での調整というのが多分あると思うので、実際、私たちがしてほしいところになかなかつながっていかないというところがあるのかなというふうに考えています。

ありがとうございました。

【広報戦略課長】

ありがとうございました。

いただきましたご質問については、一旦お預かりさせていただきます。

それでは、以上で文京区家族会様との意見交換を終了いたします。

では続きまして、文京区肢体障害者福祉協会様です。

2点のご要望をいただいております。それでは要旨についてお伝えいたします。

1点目、春日の交差点付近について。道路にひび割れがあり、自転車や車椅子の走行に支障が生じるため、直してほしい。

2点目、大規模マンション建設に伴う都バス及びBーぐるの運行について、さらなる混雑が予想されるため、高齢者や肢体障害者が安心して乗車できる状態にしてほしい。

それでは、区の所管部署より回答申し上げます。

【土木部長】

まず、春日の交差点付近の道路のひび割れについてです。

ご指摘いただきましたひび割れが入っている春日町交差点は、国が管理する道路でありますので、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所万世橋出張所にご意見をお伝えいたしました。

今回はご指摘いただきました箇所以外に、具体的に補修等が必要な箇所がございましたら、大変お手数ですが、国道事務所へお問合せいただければと存じます。

また道路の補修等に関する要望につきましては、LINEアプリでの通報もできますので、ご活用してみてください。

【区民部長】

次に大規模マンション建設に伴う都バス及びBーぐるの運行についてお答えいたします。

バスの混雑解消の手段として、バスの増便が考えられますが、現在、バス業界全体において慢性的な運転手不足が続いており、Bーぐるにおいても、やむを得ず、一部便の減便対応を取らざるを得ない状況です。そのため、バスの増便等に対応することは非常に困難な状況にございます。

いただいたご意見につきましては、今後の運行体制の検討に当たっての参考とさせていただきます。

【広報戦略課長】

それでは、文京区肢体障害者福祉協会様代表の方より、ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。

【文京区肢体障害者福祉協会】

いつも肢体障害者に対していろいろご支援いただきありがとうございます。

第1点目の、要するに道路のひび割れなんですけど、八潮の陥没事故以来、各地で道路に穴

が空くということが起きています。少しのひびでも、道路下、道路の下ではどのようなになっているかは、状況が分かりません。そして、早期発見で、少しでも早くその状況を知り、安全の確保ができるようにしてほしいと思って提案しました。

あともう1点の、あれですね、大規模マンションの建つあれなんですけども、各地で今大きなマンションができています。その地域で交通機関の混雑が起き、肢体障害者、弱者用の優先席も、今は一般の健常者がほとんど座り、特に通勤時は座れる状況ではありません。病院に障害者が行くときも、座れる場所が、Bーぐるもそうなんですけど、ほとんど座れずに、立ったまま、つり革に揺られながらも、揺れに耐えている状況です。ステッカーなども、障害者とか、けがされた方は優先席ですと貼ってあるんですけども、ほとんど通勤時なんかは、寝ている人とか本を読んでいる人、音楽を聞いている人などで、周りの状況なんかを全然把握していないで、優先席と言っている、結局目の前に立ってでさえも、譲ろうという気もない人が多いので、優先席も一般化してしまっていますね、一般の席と同じになっています。

それと、こっちの区役所とかそういうほうから、PR及びその状況を緩和していただきたいと思っております。

以上です。

【広報戦略課長】

具体的な状況についていろいろご説明もくさしまして、ありがとうございました。

それでは以上で、文京区肢体障害者福祉協会様との意見交換を終了いたします。

続きまして、文京区視覚しょうがい者協会様です。

6点のご要望をいただいております。要旨を申し上げます。

まず初めの五つについては安心安全の歩行のためについてです。

1点目、白山下周辺の音響式信号機の誘導音について、以前調整してもらったが、音量が小さくなったので理由を教えてください。

2点目、白山上から白山下までの歩道に誘導ブロックがないため、早急に設置してほしい。

3点目、京華商店街を横切る横断歩道にエスコートゾーンを設置してほしい。

4点目、Bーぐるのバス停を見つけるのが困難なため、誘導ブロックや音声標識を設置してほしい。

5点目、区内にある歩車道分離式信号の交差点の所在地を教えてください。

最後に6点目、スマートフォンを日常生活用具の給付対象にしてください。

以上6点の要望について、区の所管部署より回答を申し上げます。

【土木部長】

まず、音響式信号機の音量についてであります。

回答に当たりまして、視覚しょうがい者協会様に電話で状況をご確認させていただきましたところ、音響案内装置受信機の信号の動作で、受信するための受信音は消えていなかったものの、信号が青であることをお知らせする誘導音の音量が小さくなっているとのことでありました。

この内容を所轄の富坂警察署へお伝えいたしましたところ、音量を小さくした事実はなく、理由等も特定できないため、警察署から視覚しょうがい者協会様に連絡の上、現地で一緒に状況を確認し、必要な対応を行う旨の回答がございました。この件につきましては、7月1日に立会いが行われたと聞いております。

次に、誘導ブロックの設置についてお答えします。誘導用ブロック設置の要望につきましては、当該区間の道路管理者であります東京都第六建設事務所にお伝えいたしました。

次に、エスコートゾーンの設置についてです。所轄の富坂警察署へご要望をお伝えしたところ、エスコートゾーン設置の検討を行う旨の回答がございました。詳しくは、大変恐縮ですが、富坂警察署交通規制係へお問合せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【区民部長】

次に、Bーぐるのバス停についてお答えいたします。

誘導ブロックにつきましては、バス停を設置する際、各道路管理者と協議の上、設置が可能なバス停については設置させていただいております。また、音声標識につきましては、その必要性について認識しているところですが、導入及び維持管理に当たっての経費等も考慮しながら、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

【土木部長】

次に、区内の歩車分離式信号についてです。

警察庁による歩車分離式信号に関する指針が令和7年1月に改定されまして、各都道府県警察は、指針に基づいて歩車分離式信号の一層の整備推進に努めることとされました。指針では、歩車分離制御の導入に当たっては、当該地域の住民、視覚障害者の団体等に対して事前に効果及び影響を説明し、理解を得ることとされておりますので、富坂警察署を通じて警察庁にご要望をお伝えいたしました。

区内の各警察署に問い合わせたところ、歩車分離式信号機のある交差点は、現時点で38か所ございまして、富坂警察署管内は壱岐坂下交差点や水道橋交差点などの11か所。大塚警察

署管内は目白坂下交差点や目白台二丁目交差点などの7か所。本富士警察署管内は本郷二丁目交差点や順天堂前交差点などの9か所。駒込警察署管内は向丘二丁目交差点や上富士前交差点などの10か所。そして目白警察署の管内となりますが、雑司ヶ谷霊園入口交差点の1か所となっております。

【障害福祉課長】

最後に、スマートフォンの日常生活用具への給付対象というところについてお答えいたします。

国は日常生活用具の要件を「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」と定めており、タブレット端末は、日常生活において障害の有無にかかわらず多くの方が利用していることから、区では、現時点において給付対象としておりません。これについては、スマートフォンについても同じような考え方でございます。

一方、デジタル技術の進歩により、信号の色や点字ブロックなど周囲の状況を音声で伝え、外出をサポートする機能や、音声を文字化しコミュニケーションを支援する機能などを有するアプリケーションが開発されるなど、社会状況が変化しております。こうしたことから、今般、国から、アプリケーションと同時にタブレットやスマートフォンを給付するなどの場合には、日常生活用具の対象となり得るとの見解が示されており、現在、先行事例などの情報収集や課題を整理しているところです。

【広報戦略課長】

それでは、文京区視覚しょうがい者協会の代表者様より、ご意見がございましたらご発言のほうお願いいたします。

【文京区視覚しょうがい者協会】

座ったままで失礼いたします。文京区視覚しょうがい者協会副会長の〇〇と申します。よろしくをお願いいたします。

日頃は、成澤廣修区長以下、区の職員の皆様には、視覚障害者への理解を賜りありがとうございます。感謝申し上げます。

今回の要望書につきまして加えさせていただきます。

歩車道分離式信号や音声信号機エスコートゾーンなどにつきまして、富坂警察署の担当者の方と現地できちんとお話しすることができました。早々の対応を感謝いたしております。ありがとうございます。

続いて、Bーぐるのバス停についてですけれども、誘導について、誘導ブロックについて、バス停が分からなければバスに乗車することができません。各道路管理者と協議の上、設置可能なバス停につきましては設置されたとのことですが、設置が不可能だったそのバス停につきまして、設置が不可能だった理由を教えてくださいと思います。また今後、視覚障害者にもBーぐるの全バス停が分かるように、策を講じてくださいますようよろしくお願いします。

最後にスマホにつきましてですが、国が示す条件の下、文京区でもなるべく早くスマートフォンを日常生活用具の対象にしてくださるようお願いいたします。

日頃皆さんにご協力いただきまして、いろいろとお願いもかなってきております。皆さんにはこれら要望書を含めました内容をかなえてくださる方々だと確信しておりますので、これまで以上に、視覚障害者のご理解を深めていただきまして、ご協力よろしくをお願いいたします。

【広報戦略課長】

ご意見、ご質問等ありがとうございました。

それでは、文京区視覚しょうがい者協会様との意見交換を終了いたします。

続きまして、文京区聴覚障害者協会様です。

10点のご要望をいただいております。では要旨を読み上げます。

まず初めの4点が、災害対策、情報通信、手話による情報伝達とコミュニケーションの保障についてです。

1点目、聴覚障害者用タブレットの給付制度創設及び聴覚障害者用コミュニケーション支援カード、支援ボードの開発をそれぞれ求めます。

2点目、要支援者個別避難計画の確認を求めます。

3点目、地デジ電波を活用した防災情報配信システムの導入検討を求めます。

次の3点は、障害福祉施策の見直しについてです。

4点目、日常生活用具給付等事業の抜本的見直しと拡充を求めます。

5点目、区の全電話番号への手話リンク併用と普及を求めます。

6点目、費用負担の困難な区内団体に手話通訳等の派遣、音声認識アプリの提供を求めます。

次の2点が、上位計画・施策への条例理念の反映についてです。

7点目、バリアフリー基本構想への「手話」、「手話言語」の明記を求めます。

8点目ハートフルプランへの数値目標の設定を求めます。

次、文京区図書館の、文京区立図書館のユニバーサルデザイン化と文化保障についてです。

9点目、図書館の情報保障設備の常設と音楽の振動体感システム設置及び手話による読み語

り・朗読企画及び文化発信の実施について、それぞれ求めます。

次が、手話通訳者の処遇改善についてです。

10点目、報酬の計算単位を1時間単位で改善及び研修の充実を図ることについて、それぞれ求めます。

以上について、区の所管部署より回答申し上げます。

【防災危機管理課長】

まず初めに、聴覚障害者専用情報端末の給付制度創設について、及び聴覚障害者用コミュニケーション支援カードの開発についてお答えいたします。

区では、ホームページや防災アプリのほか、エリアメール、Lアラート、SNS等、複数のツールを活用し、全ての方に災害情報が確実に届くよう努めております。

また、避難所には、手話通訳アプリがインストールされたタブレット端末を配備するほか、当事者団体の要望を伺いながら、手書き電光掲示板を全避難所に配備するなど、聴覚障害者に対する情報伝達が確保されるよう取り組んでいるところです。

なお、タブレット端末については、現在、福祉部において日常生活用具としての給付に関する検討を行うため、情報収集や課題整理をしているところです。引き続き、先行自治体の取組を参考に、当事者団体、手話通訳関係団体等との情報共有を図りながら、丁寧な情報伝達に努めてまいります。

さらに、区では令和6年度に、聴覚障害者への情報伝達に対応した手書き電光掲示板を各避難所に備蓄し、令和7年度の総合防災訓練においても展示するなど、聴覚障害者への支援環境の整備を進めております。

ご提案いただいたコミュニケーション支援カードは既に避難所に備蓄しておりますが、避難所のみならず、在宅避難時においても、支援者や近隣住民との円滑な意思疎通に有効なツールであると認識しております。今後、避難所運営ガイドラインの改訂も踏まえ、関係団体等からのご意見も伺いながら、コミュニケーション支援ボードの改善等について検討してまいります。

次に、要支援者個別避難計画の確認についてお答えいたします。

避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画については、町会・自治会、民生委員・児童委員をはじめとする地域の担い手との連携のもと、支援体制の構築を進めております。

計画が実際に機能するよう、定期的な内容の更新及び名簿の活用について、民生委員・児童委員に対して周知・啓発を行っています。

今後も、引き続き、町会・自治会、民生委員・児童委員等との連携を強化し、要支援者の支

援体制の構築に努めてまいります。

次に、地デジ電波を活用した防災情報配信システムの導入検討についてお答えいたします。

区では、ホームページや防災アプリのほか、エリアメール、Ｌアラート、ＳＮＳ等、複数のツールを活用し、全ての方に災害情報が確実に届くよう努めていることから、現段階では地上デジタル放送波を活用した災害情報配信を導入する予定はございません。

なお、状況が刻々と変化する災害時において、手話通訳の即時対応は困難なため、動画の配信掲載は考えておりませんが、区民に必要な情報を届けることは重要と認識しており、文字情報も含め、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

【障害福祉課長】

次に、日常生活用具給付の見直しと拡充についてお答えいたします。

聴覚障害者用屋内信号装置については、対象となる方の要件を「聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る」としてありますが、同居の家族がいる場合でも、個々の状況を勘案し、「準ずる世帯」として支給を決定したケースもあります。こうしたことから、現在の要件を変更する予定はありませんが、今後も、支給に際しては、個々の状況を十分な聞き取りを行った上で、慎重に判断してまいります。

次に、区の全電話番号への「手話リンク」併用と普及についてお答えいたします。

手話リンクの導入の予定はありませんが、令和７年度より開始した遠隔手話通訳サービス事業に加えて、今年度より電話代理サービスの導入を予定しております。電話代理サービスの内容は手話リンクとほぼ同様であり、利用者の方が区役所や区の関連施設に手話で直接問合せができるものとなります。区ホームページ上での電話代理サービスのバナーの設定も予定しており、現在準備を進めているところです。

次に、費用負担の困難な区内団体に手話通訳等の派遣、音声認識アプリの提供についてお答えいたします。

区の手話通訳等の派遣については、障害者総合支援法の地域生活支援事業に掲げる意思疎通支援事業として実施しており、「聴覚障害者等の日常生活上の便宜を図ることを目的」としております。

こうしたことから、派遣対象は、「区の区域内に住所を有する聴覚障害者等で、身体障害者手帳の交付を受けている方」と「区の区域内に住所を有する聴覚障害者等で、身体障害者手帳の交付を受けている方を主たる構成員とする団体」としております。

【都市計画部長】

次に、バリアフリー基本構想への「手話」、「手話言語」の明記についてお答えいたします。

バリアフリー基本構想においては、令和6年に「文京区手話言語条例」を制定したことを踏まえ、手話は言語であることを改めて明確化し、本基本構想における共通認識として位置づけております。あわせて、移動等円滑化に向けた配慮事項として「手話対応が可能な職員の配置や遠隔手話等のサービスを活用する」と記述しております。

また、「文京区バリアフリー基本構想」に関する説明動画の手話版の作成予定はございませんが、改定の際には、適切に対応してまいります。

【障害福祉課長】

次に、障害者・児計画への数値目標の設定についてお答えいたします。

区は、これまでも障害者・児計画に基づき、「情報のバリアフリーの推進」を着実に進めております。令和6年4月1日に施行した「手話言語条例」と「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の理念に基づく取組としては、区窓口における透明ディスプレイの設置や遠隔手話通訳サービスの開始など、具体的な環境整備を進めるとともに、今年度は、電話代理サービスを導入し、区役所や区の関連施設に手話で直接問合せができるよう準備を進めているところです。

障害者・児計画は、多岐にわたる区の障害者・児施策の全体の方針や方向性を示すものであり、数値目標の設定の有無や内容については、計画全体のバランスや実効性を考慮しながら決定することが重要であると考えております。

計画事業として必要な事項については、地域福祉推進協議会の障害者部会等での協議を踏まえ、策定してまいります。

【教育推進部長】

次に、文京区立図書館のユニバーサルデザイン化と文化保障についてお答えいたします。

遠隔手話通訳につきましては、令和7年7月より区立図書館全館でご利用いただけますが、その他のご要望につきましては、関係する条例や計画等の趣旨を踏まえ、課題として検討してまいります。

また、手話による「読みがたり・朗読」企画及び文化発信の実施につきましては、図書館の行事や書籍の購入等により、引き続き誰もが利用しやすい図書館運営に努めてまいります。

【障害福祉課長】

最後に、手話通訳者の処遇改善についてお答えいたします。

手話通訳者派遣の報酬は、令和５年度に１時間４，０００円、以降１時間ごとに１，０００円としていたところ、手話言語条例を施行したことから、令和７年度より、１時間目５，０００円、以降３０分ごとに１，５００円に単価の引上げを行っております。令和７年度の報酬単価の引上げにより、本区は、２３区の中でも高い報酬金額となっていることから、報酬体系の改定は予定をしていますが、今後も他自治体の動向を注視してまいります。

次に、登録手話通訳者のスキルアップを目的とした研修会については、令和５年度までは年６回実施していましたが、令和６年度より、新たに新規登録者向けに年３回の研修を実施するとともに、令和７年度からは、新規登録者向けに実地研修として登録５年以上の手話通訳者を伴って医療通訳等の実地研修を行うなど、充実を図っているところです。

今後も、社会環境や聴覚障害のある方の生活実態等を踏まえ、研修テーマや内容を検討し、実施してまいります。

【広報戦略課長】

それでは、文京区聴覚障害者協会の代表者様から、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

【文京区聴覚障害者協会】

文京区聴覚障害者協会副会長の〇〇です。

区長及びご担当者の皆様、本日は私たちの要望に丁寧にご回答いただきありがとうございます。区が様々な施策を進めていただいていることを、私たちはとても評価しています。

私たちの項目数では１１項目なのですが、そのうち、何らかの前進的なご回答をいただいたのが４項目あります。残りの７項目は、ちょっと説明不足か、ちょっとご回答がずれていたもので、今後ご説明に伺いたいと思っています。

その上で、本日は私たちが一番重要と考える災害対策についてお話ししたいと思います。災害対策については、ほかのほとんどの団体が全て災害対策を重視しているということが分かりました。２年前に能登半島地震が起きたときに、その直後の文京区の新年会で、区長、それから議長が、文京区の最大の課題は災害対策であるということをおっしゃったのを、今でも覚えておるんですね。

先ほどお話がありましたように、生活が困窮しているとか、住宅がなかなか、住む環境になくて、文京区から障害者が住めなくなっております。障害者が文京区に住めないという状況を、生活面でも、防災面でもしっかり支えていただきたいと思います。

私たちは災害対策として、聴覚障害者用専用情報端末として、タブレットの給付を要望して

います。2年前の能登半島地震ですとか、相次ぐ豪雨の災害、それから今の熱中症になるような猛暑、酷暑など、災害は毎日のように起きています。そうしたときに、聴覚障害者にとって情報が届くかどうかは、命に直結します。これはほかの障害者の皆さんでも、障害者本人にどうやって情報を届けるかというのが、喫緊の課題のはずです。家族や支援者じゃなくて、障害者本人にどうやってその災害に関する情報を届けるのか。そのことについてはご回答がなかったんですね。それは重要な問題だと思います。なぜなら、文京区には、障害者情報意思疎通支援条例がある。聴覚、視覚障害者が全ての障害者に対して適切な方法、適切な内容で、障害者に情報を伝えなくてはならないという条例があるからです。避難所との連絡、遠隔手話通訳、LINE、災害情報、家族との安否確認、これらは全てタブレット1台でできます。つまり、命を守る道具として私たちは重要だと考えています。

昨年の9月と今年の6月の区議会で、区長が国からの通知では、アプリとタブレットとスマホを一体として給付するなら、日常生活用具として給付する可能性があるという国の通知をご紹介いただきました。また、障害福祉課ではその情報の収集、給付の条件等を検討しているということですが、私たち障害者にもその協議をする場をぜひ設けていただきたいと思います。私たちのことは私たち抜きに決めるなという有名なスローガンがあります。施策は当事者とよく話し合って進めていただきたいと思います。

私たちは災害対策で、防災危機管理のほうでは、Lアラート、防災アプリ、エリアメール、SNS等、様々な手段で情報を伝達しているとおっしゃいますが、これは手話を伝えることができない方法ばかりなんです。私たちは手話で情報を得るためにタブレットを要求し、手話で情報を伝えてもらいたい。そのためにタブレットを要望していますし、今、地デジを活用した災害情報を伝えるシステムを提案しています。これは既に幾つかの自治体が実施しているもので、ぜひ具体的なお検討をお願いしたいと思います。

それから、情報保障についてなんですが、私たち聴覚障害者、障害を持つ人たちは、意思疎通支援事業で、手話通訳、要約筆記等を派遣をお願いすることができます。しかし、手話言語条例、障害者情報意思疎通支援条例によって、各区内で活動する市民団体が合理的配慮を提供しようと努力されているんです。通訳を派遣したい、文字情報も提供したいと頑張っている。でも、費用が高くて保障ができないので、みんな、聞こえない個人が参加する場合には、通訳の派遣をお願いしとるんです。そうではなくて、文京区がそうした様々な団体、グループが、聞こえない人がいつでも参加できる、障害を持っている人がいつでも参加できるという環境を整備する必要があると思います。

私たちが考えたのは、総合支援法の派遣制度の拡充なんです。平成25年の3月25日付、厚生労働省の意思疎通支援事業実施要綱とモデル要綱とガイドラインというのがあります。これには、派遣対象を聴覚障害者の意思疎通を必要とする機関、個人、団体等、講演会等で聴覚障害者の参加を見込む公共機関、団体等としています。つまり、今の文京区の手話通訳等派遣の対象を、厚生労働省のモデル要綱に基づいて拡充すれば実施できることなんですね。実際には、香川県の高松市でモデル要綱を採用して、もう10年以上たちましたね。そうした実績のある実態もあります。

それから、少しご説明がありましたけれども、区民の団体が音声認識などのアプリで文字情報を提供しようとするときに、無料のアプリではなくて、文京区が契約してくれれば、そのアカウントを登録した団体にご提供すれば、それぞれの団体が自主的に文字情報を提供する環境ができるんですね。ぜひこれを前向きに考えていただきたいと思います。

それから最後に、手話通訳の報酬なんですけれども、手話通訳の報酬の問題は、今は手話通訳が非常に足りない。今後ももっと増えていくと思います。そういったときに、23区との比較で、文京区は高いからもう十分なんだということではなくて、手話通訳という専門性に見合った報酬が必要なんです。専門職として適正な報酬体系を求めたいと思います。専門職の報酬は、業務内容に見合っているかどうかで判断される必要があります。30分ごとの細切りではなくて、拘束時間を基本とした1時間単位の考え方が、専門職として自然ではないでしょうか。

私たちは要望するだけの団体ではありません。タブレットの給付を要求していますが、東京都のスマートフォン学習会にもあの猛暑の中を二日間、毎日3時間も学習し、AIの活用方法も学び、みずから災害への備えを進めています。コミュニケーション支援ボードも、ご説明がちょっと足りなかったようですが、今、避難所にあるコミュニケーションボードは使いにくいんです。避難所全体にあるんですけども、聞こえない人にも分かりにくい。多分、外国の方にも分かりにくい、使いにくいので、私たちは自ら新しい試作品を作って、もう既に提供してあるんですね。これを実際に検討して、製作していただきたいということをお願いしています。

私たちができることを実践し、行政が制度を整える。この両輪がそろって初めて条例の理念が実現します。今年度を検討のときではなくて、実施に向けた第一歩の年にさせていただくことを心からお願いして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【広報戦略課長】

大事なご意見、ご要望、ありがとうございました。

以上で、文京区聴覚障害者協会様との意見交換を終了いたします。

なお、今、予定の時間を若干過ぎておりますが、少々延長させていただきたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

それでは続きまして、特定非営利活動法人スタジオ I L 文京様です。

9 点のご要望をいただいております。

1 点目、障害者総合支援法関連について、重度訪問介護利用者が 65 歳になると介護保険優先適用されサービス内容が変更されるため、利用者へきちんと説明してほしい。

2 点目、入院の際、支援に熟知している支援者が必要な場合、区から病院へ制度の趣旨を説明し、受入れに向けた協議をしてほしい。

3 点目、在宅医療サービス側へ利用者の生活面への理解に関する啓発などに力を入れてほしい。

4 点目、障害者差別解消法関連について、区が主催する審議会に参加する際、情報提供手段を用意してほしい。当集いについてオンライン形式も併用してほしい。

5 点目、コミュニティバス Bーぐるを増やしてほしい。

6 点目、タクシー券を増やしてください。また、福祉タクシー予約時について、事業者の接遇等に関して指導等を行ってほしい。

7 点目、住宅施策について、当事者の声を居住支援協議会に反映してほしい。民間賃貸住宅を新築する際は、室内に手すりを標準設置するよう啓発してほしい。住み替えが必要な障害者へ家賃補助を検討してほしい。

8 点目、福祉避難所開設・運営訓練の際に、見学や訓練の参加の機会を増やしてほしい。

9 点目、公立小中学校の改装の際に、エレベーターやスロープ設置を検討してほしい。

それでは、区の所管部署より回答申し上げます。

【障害福祉課長】

まず、障害者総合支援法関連についてお答えいたします。

障害福祉と介護保険のサービス適用関係については、障害者総合支援法第 7 条において、同法による自立支援給付よりも介護保険法による介護給付が優先する旨が規定されていることから、介護保険サービスを利用可能な障害者等が介護保険未利用の場合には、その旨説明し、手続を行うよう案内しております。

一方で、介護保険制度への移行の際には、両方のサービスの違いを丁寧に説明し、理解が得られるよう努めるとともに、介護保険サービス利用前から重度訪問介護や居宅介護等の障害福

祉サービス利用者には、生活状況に変化が生じないよう、サービスの支給量等に十分配慮しているところです。

今後も、個別の事情に応じ、介護保険サービスにはないサービスを利用する場合や、介護保険制度の範囲内で必要な支援の提供が難しい場合は、様々な状況等を勘案した上で、障害福祉サービスの支給を行ってまいります。

次に福祉と医療の協働についてお答えいたします。

最終的には受け入れる病院の判断となりますが、利用者から区に相談があった際には、厚生労働省の通知に基づき、利用者の状況や意向を確認した上で、医療機関との調整を行ってまいります。

【地域包括ケア推進担当部長】

続きまして、在宅医療サービス側への理解に関する啓発などについてお答えいたします。

区では、在宅医療・介護連携の推進について「文の京」総合戦略における主要課題に掲げており、医療、介護関係者、障害福祉関係者、地域支援者が参加するワーキンググループを開催することによって、上下の関係ではなくて、それぞれの立場の理解と顔の見える関係づくりができるように努めているところです。

また、在宅療養に関わる団体間等の、団体の間の連携強化のためには、多職種ネットワークのICTのシステムを活用しまして、情報連絡体制の強化に努めており、登録者数も年々増加しているところです。

引き続き、在宅で医療を受ける方、療養されている方への適切な支援につながるよう施策に取り組んでまいります。

【保健衛生部長】

医師や看護師など、医療従事者の確保につきましては、引き続き、東京都や医師会、区内医療機関等の関係団体と連携を図り、必要な医療を提供できる体制の構築を支援してまいります。また、保健所職員や保健師等に対する研修につきましては、各種研修機関が主催する研修の受講を勧奨するなど、日頃からの啓発や接遇の向上に努めてまいります。

【企画政策部長】

次に、障害者差別解消法関連、情報提供手段についてお答えいたします。

障害者差別解消法は、障害者から社会的障壁の除去が必要である旨の意思表示がなされた場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を行うことを求めています。

区が主催する審議会等における合理的配慮の内容につきましては、障害の状況や、審議会等の開催状況、会場の環境等に応じて対応しているところです。今後も様々な情報提供の手法について、利便性や公平性等を踏まえるとともに、各審議会等において、障害のある方との建設的対話により相互理解を図り、適切に対応してまいります。

また、「区政を話し合う集い」の開催方法につきましては、コロナ禍の令和4年度において、会場開催に加えてオンライン形式によるウェブ開催との併用とさせていただきましたが、開催後に寄せられた参加者の皆様からの感想を踏まえ、利便性を考慮した上で、令和5年度から会場開催に戻して実施しております。

頂戴しておりますご意見に鑑み、ウェブ開催との併用について検討を行っているところですが、コロナ禍当時とは参加人数や運営方法に様々な違いが生じており、会場の規模による調整やアクセシビリティの対応、参加団体及び参加者数の増などにより安定的な配信に課題があることから、今年度につきましても会場開催とさせていただいております。引き続き、ウェブ開催との併用については検討を行ってまいります。なお、当会への参加が難しい場合は、会議録を区ホームページ及び文京シビックセンター2階行政情報センターにてご覧になれますのでご利用ください。

【区民部長】

次に、コミュニティバスBーぐるを増やすことについてお答えいたします。

バスの時間帯による増便につきましては、増便に伴う追加のバス車両購入費等の初期費用及び人件費等の運行経費が増加することになり、採算性にも配慮する必要があると考えております。

また、バス業界全体の深刻な運転士不足の影響から、Bーぐるについても、やむを得ず一部の減便対応を取らざるを得ない状況となっております。そのため、バスの増便に対応することは非常に困難な状況であり、現状では増便について考えておりません。

いただいたご意見につきましては、今後の運行体制の検討に当たっての参考とさせていただきます。

【障害福祉課長】

次に、福祉タクシー、福祉タクシー券、福祉タクシー予約についてお答えいたします。

福祉タクシー券の交付額については、令和5年度に月額3,600円から4,100円へ引上げを行ったところであり、現時点では交付額の見直しは予定しておりませんが、今後も利用実態や社会経済状況、他自治体における動向等を注視してまいります。

リフトつき福祉タクシー事業については、タクシー利用時に迎車料金等が発生する場合があります。これを踏まえ、車椅子等を使用している方の予約料金及び迎車料金を区が負担し、利用者の負担軽減を図っているところです。

なお、タクシー事業者は民間の事業者であり、区は、個別の事業者の接遇等について直接的に指導を行う立場にはありませんが、福祉タクシーの予約時において、利用者のニーズや状況の確認を行うことは、利用者が安心してタクシーを利用するために重要なことであると認識しています。いただいたご意見を踏まえ、関係する福祉タクシー事業者に対して、予約受付時に必要な事項を確認するよう、機会を捉えて周知してまいります。

【福祉部長】

住宅政策についてお答えします。

文京区居住支援協議会は、不動産関係団体、居住支援団体及び区で構成しており、障害者の居住支援団体も参画し、現場の状況や課題について情報共有を図り、貴重なご意見をいただいているところです。また、協議内容や必要性に応じ、委員以外の関係者からも意見を聴くことができる仕組みとなっているため、今後も適宜関係者の参加や意見聴取を行ってまいります。

「文京区すまいる住宅登録事業」では、家主謝礼の内容を見直し、障害者に配慮した設備の設置状況に応じて加算することで、手すりの設置等バリアフリー化の取組を進めております。今後も、当該事業等を通じ、家主等に対する障害者に配慮した住環境整備と理解の促進を図ってまいります。

公平性や継続的な財政負担等の観点から、本区では、賃貸住宅にお住まいの障害者の方への家賃補助は行っておりませんが、一方で、区内で住み替える障害者等を対象に、移転費用、上限15万円や住み替え前後の家賃差額、上限月額2万円、最長2年間を助成する「移転費用等助成事業」を実施しております。引き続き、必要な支援の取組を進めてまいります。

次に、防災についてでございます。

区では、災害時を想定した福祉避難所に係る開設・運営訓練を、毎年1から2施設で実施しております。

具体的には、実際の災害発生時を想定し、施設職員や避難支援に関わる関係者を中心に実施していますが、施設利用者へのプライバシーや感染症リスクの低減等の観点から、必要最小限の人数で訓練を実施しております。そのため、施設職員及び避難支援関係者以外の見学・訓練参加は予定しておりませんが、一方で、災害時に福祉避難所を利用する可能性のある障害のある区民の方々が、事前に避難先の環境や利用の流れを理解しておくことは重要であると認識し

ております。引き続き、区ホームページ等による情報発信の充実などにより、福祉避難所における区民の皆様の理解に努めてまいります。

【教育推進部長】

最後に、公立小学校改装時のバリアフリー化についてお答えいたします。

区立小中学校の改築・増築を行う際には、バリアフリー法など関係法規、文京区及び東京都の条例・指導要綱を踏まえ、エレベーターやスロープ等を設置し、バリアフリー化を図ってまいりました。

現在、エレベーターが未設置の学校につきましては、大規模改修等の機会を捉えて、設置を検討してまいります。

【広報戦略課長】

それでは、特定非営利活動法人スタジオ I L 文京の代表者様より、ご意見ございましたらご発言お願いいたします。

【特定非営利活動法人スタジオ I L 文京】

お疲れさまです。スタジオ I L 文京の理事をしております〇〇と申します。補足の質問をしたいと思います。3点ばかり。

1番、昨年入院していた**個人者は**、環境が変わり、医療行為が変われば、生活そのものが変化していきました。寝返りも満足に打てない不便を感じました。そのときに、区として相談してほしいというか、期間的に短かったというのが1点目です。

2点目が、車椅子タクシーについてです。毎年、**4月に**タクシー券の一覧表を送っていただき、**リフト車、スロープ付き**と明記されただけでも、判断材料となっています。しかし運賃のほかに、送迎料金だけではなく、ヘルパー同行しているにもかかわらず、介助料金が加算されてしまっています。それを問うと、運転士いわく、これは利用者を送迎していただくための経費との回答のみです。一方で、ある事業者は、機材費用や時間介助、いろいろと明記した領収書のみです。事業者のみではなく、介助料も料金を上乗せすること自体、問題ではないでしょうか。今日はタクシーに乗ってきました。一般料金は文京区のタクシー券で精算しました。でも、介助料金が追加されて、これは現金で支払ってくださいというのを、今日はある事業者から言われてしまいました。こういう料金について、文京区はどういう指導を業者にされているのでしょうか。お聞かせください。

3番目、先日、某小学校にて、防災訓練が行われ、参加してきました。トリアージコーナーや避難場所のスペースも視野に入れて、介助者が常時いるとは限らないので、緊急時対応を想

定した上で、話し合っていきましょう。

以上です。

【広報戦略課長】

具体的なご意見ありがとうございました。

以上で、特定非営利活動法人スタジオ I L 文京様との意見交換を終了いたします。

以上をもちまして、各団体様との意見交換は終了となります。

それでは最後に成澤廣修区長より、本日の総括とご挨拶を申し上げます。

【区長】

各団体の皆様方からはご意見ご要望等、ありがとうございました。本日のみならず日頃からそれぞれの所管において、皆様との真摯な話し合いを続けてまいりたいと存じます。

今後とも障害者福祉の向上のために、我々としてもできる限りの努力をしてまいります。

今年も夏、大変暑い夏になりそうでございます。熱中症等にお気をつけいただいてお健やかにお過ごしいただくことを祈念して、ご挨拶とさせていただきます。限られた時間ですが、ご意見ありがとうございました。

【広報戦略課長】

ありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。お時間長くなりましたが、どうもありがとうございました。